国立大学法人群馬大学個人情報保護規則

平成17.4.1 制 定

改正 平成17.6.1 平成18.4.1

平成19.4.1 平成19.12.1

平成22.4.1 平成23.4.1

平成24.8.1 平成25.4.1

平成26.4.1 平成28.4.1

平成28.8.1 平成29.5.31

平成29.9.1 令和元.10.1

令和3.1.8

全部改正 令和4.4.1

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 本学における個人情報の取扱いの基本(第3条-第18条)
- 第3章 仮名加工情報取扱事業者の責務(第19条・第20条)
- 第4章 個人情報ファイル (第21条)
- 第5章 開示, 訂正及び利用停止
 - 第1節 開示 (第22条-第35条)
 - 第2節 訂正 (第36条-第43条)
 - 第3節 利用停止(第44条-第49条)
 - 第4節 審査請求 (第50条・第51条)
- 第6章 行政機関等匿名加工情報の提供(第52条-第66条)
- 第7章 雑則(第67条-第71条)

附則

第1章 総則

(目 的)

- 第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)の保有する個人情報の保護に関する基本的事項及び行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。)の提供に関する事項を定めることにより、本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- 2 本学の保有する個人情報の取扱いについては、法その他の法令に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規則における用語の意義は、法第2条、第16条及び第60条の定めるところによる。

第2章 本学における個人情報の取扱いの基本

(利用目的の特定)

第3条 本学は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 本学は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- **第4条** 本学は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 本学は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを 学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的で ある場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

(不適正な利用の禁止)

第5条 本学は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

- 第6条 本学は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 本学は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって,当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み,個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)。

- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号) (以下「個人情報保護委員会規則」という。)で定める者により公開されている場合
- (8) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (9) 第13条第4項各号(第19条第6項の規定により読み替えて適用する場合及び第20条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- **第7条** 本学は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 本学は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面 (電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場 合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人 に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため に緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 本学は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の 権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合 (データ内容の正確性の確保等)
- **第8条** 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つと ともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければ ならない。

(安全管理措置)

第9条 本学は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第10条 本学は、その従事者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第11条 本学は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第12条 本学は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、本学が、他の個人情報取扱事業者又は行政機

関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために 必要な措置を講じたものを除く。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この項において「漏えい等」 という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、 又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 前項に規定する場合(同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。)には、本学は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。 (第三者提供の制限)
- **第13条** 本学は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
 - (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。) (本学と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)。
 - (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
- 2 本学は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第6条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。
- (1) 本学の名称,住所及び代表者の氏名

- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 本学は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用 については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本学が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部 を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3)特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 本学は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

- 第14条 本学は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。
- 2 本学は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定める ところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる 個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければな らない。
- 3 本学は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継

続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに,本人の求めに応じて当該必要な措置に 関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第15条 本学は、個人データを第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第17条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第4項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第13条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。
- 2 本学は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

- **第16条** 本学は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 本学は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、 当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定 める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 本学は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

- 第17条 本学は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第13条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。
 - (1) 当該第三者が本学から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第14条第3項の規定は、前項の規定により本学が個人関連情報を提供する場合について準用する。 この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する 情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により本学が確認する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(本学における個人情報の取扱いに関する苦情処理)

- **第18条** 本学は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 本学は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。
- 3 個人情報の取扱いに関する苦情は、第68条第2項に規定する個人情報保護窓口におい

て受け付けるものとする。

第3章 仮名加工情報取扱事業者としての義務

(仮名加工情報の作成等)

- 第19条 本学は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を 作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするため に必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければなら ない。
- 2 本学は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 本学は、第4条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第3条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第7条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 本学は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該 個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、 第8条の規定は、適用しない。
- 6 本学は、第13条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第13条第4項中「前各項」とあるのは「第19条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第15条第1項ただし書中「第13条第1項各号又は第4項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第13条第1項各号のいずれか)」とあり、及び第16条第1項ただし書中「第13条第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第13条第4項各号のいずれか」とする。
- 7 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に 係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報,仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては,第3条第2項及び第12条の規定は,適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第20条 本学は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項及び

第3項において同じ。)を第三者に提供してはならない。

- 2 第13条第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第20条第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第9条から第11条まで、第18条並びに前条第7項及び第8項の規定は、本学による仮名加工情報の 取扱いについて準用する。この場合において、第9条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏 えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替 えるものとする。

第4章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- **第21条** 本学は、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)(以下「政令」という。)で定めるところにより、本学が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した別紙様式第1号の帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
 - (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 本学の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名,生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この条において「記録範囲」という。)
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を本学以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項, 第36条第1項又は第44条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第36条第1項ただし書又は第44条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1)国の安全,外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報 ファイル
- (2)犯罪の捜査,租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- (3) 本学の役員若しくは教職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(本学が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
- (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (5) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録

情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その 他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

- (8)役員又は教職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
- (10) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- (11) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (12) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル 3 第1項の規定にかかわらず、本学は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第 7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報 ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又 は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目 の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第5章 開示, 訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

- **第22条** 何人も、この規則の定めるところにより、本学に対し、本学の保有する自己を本人とする保有 個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

- **第23条** 開示請求は、次に掲げる事項を記載した別紙様式第2号の書面(以下「開示請求書」という。) を本学に提出してしなければならない。
 - (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 本学は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 開示請求は、第68条第2項に規定する個人情報保護窓口において受け付けるものとする。 (保有個人情報の開示義務)
- **第24条** 本学は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
 - (1) 開示請求者 (第22条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場

合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第32条第1項に おいて同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公 務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公 務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国,独立行政法人等,地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この 号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に 関する情報であって,次に掲げるもの。ただし,人の生命,健康,生活又は財産を保護するため, 開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 本学が第28条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると本学が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 本学が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると本学が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、 検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の 中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当 に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 独立行政法人等が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは 国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るお それ
 - イ 独立行政法人等が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の 安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

- ウ 監査,検査,取締り,試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し,正確な事実の把握 を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし,若しくはその発見を困難にするお それ
- エ 契約,交渉又は争訟に係る事務に関し,国,独立行政法人等,地方公共団体又は地方独立行政 法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- キ 独立行政法人等,地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その 企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

- **第25条** 本学は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第26条 本学は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第27条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不 開示情報を開示することとなるときは、本学は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当 該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第28条 本学は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を別紙様式第3号の書面により通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合における当該利用目的については、この限りでない。
 - (1) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立 行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 本学は、前項の決定に際し開示する保有個人情報に係る法人文書の媒体種類及び数量その他の事由 を勘案し、開示の実施の方法を定めることができる。
- 3 本学は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を別紙様式第4号の書面により通知しなければならない。
- 4 学長は、第1項及び第3項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に当たり、必要に応じて群馬大学情報公開委員会(以下「情報公開委員会」という。)に意見を求めるものとする。 (開示決定等の期限)

- **第29条** 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第23条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別紙様式第5号の書面により通知しなければならない。 (開示決定等の期限の特例)
- 第30条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、本学は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を別紙様式第6号の書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 (事案の移送)
- 第31条 本学は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、別紙様式第7号により事案を移送することができる。この場合においては、本学は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を別紙様式第8号の書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案を移送した場合において、移送を受けた行政機関の長等が開示の実施をしたときは、本学は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第32条 開示請求に係る保有個人情報に国,独立行政法人等,地方公共団体,地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条,第50条及び第51条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、本学は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を別紙様式第9号により通知して、別紙様式第10号の意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を別紙様式第11号の書面により通知して、別紙様式第10号の意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって,当該第三者 に関する情報が第24条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められると き。
- (2)第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第26条の規定により開示しようとするとき。
- 3 本学は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の 開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の 日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、本 学は、開示決定後直ちに、当該意見書(第50条において「反対意見書」という。)を提出した第三 者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を別紙様式第12号の書面により 通知しなければならない。

(開示の実施)

第33条 保有個人情報の開示は、国立大学法人群馬大学の情報公開に係る開示方法及び手数料に関する 規程の開示方法に関する規定を準用して行う。

- 2 本学は、開示する保有個人情報に係る法人文書が大量であるとき若しくは特殊な媒体に記録されているとき又は本学の業務運営上正当な事由があるときには、第3項の規定に基づく開示の実施の方法の申出の内容にかかわらず、開示の実施の方法を第1項に定める開示の実施の方法の中から適宜の方法により行うことができる。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、本学に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を別紙様式第13号により申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第28条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 5 開示の実施は、原則として第68条第2項に規定する個人情報保護窓口において実施するものとする。 ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により個人情報保 護窓口まで出向くことができない場合には、別表に定める開示場所において実施できるものとする。 (他の法令による開示の実施との調整)
- 第34条 本学は、法を除く法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第 1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている 場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報につい ては、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をし ない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 当該法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第35条 本学に対し開示請求をする者は、開示請求手数料として、開示請求に係る法人文書1件につき 300円を銀行振込、郵便為替又は現金のいずれかの方法により、本学に納めなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

- 第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第44条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この規則の定めるところにより、本学に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法を除く法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第34条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (訂正請求の手続)
- **第37条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した別紙様式第14号の書面(以下「訂正請求書」という。) を本学に提出してしなければならない。
 - (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情

報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 本学は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」 という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 訂正請求は,第68条第2項に規定する個人情報保護窓口において受け付けるものとする。 (保有個人情報の訂正義務)
- 第38条 本学は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

- **第39条** 本学は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を別紙様式第15号の書面により通知しなければならない。
- 2 本学は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を別紙様式第16号の書面により通知しなければならない。
- 3 学長は、前2項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定又は訂正請求 に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定に当たり、必要に応じて情報公開委員会に意見を求め るものとする。

(訂正決定等の期限)

- 第40条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30 日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、 当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別紙様式第17号の書面により通知しなければならない。 (訂正決定等の期限の特例)
- 第41条 本学は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、 訂正請求者に対し、次に掲げる事項を別紙様式第18号の書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

- 第42条 本学は、訂正請求に係る保有個人情報が第31条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、別紙様式第19号により事案を移送することができる。この場合においては、本学は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を別紙様式第20号の書面により通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第39条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、本学は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。 (保有個人情報の提供先への通知)
- 第43条 本学は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を別紙様式第21号の書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第44条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、

この規則の定めるところにより、本学に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法を除く法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条若しくは第5条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第6条の規定に違反して取得されたものであるとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第13条第1項又は第14条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (利用停止請求の手続)
- **第45条** 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した別紙様式第22号の書面(以下「利用停止請求書」 という。)を本学に提出してしなければならない。
 - (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る 保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求 に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならな い。
- 3 本学は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 利用停止請求は、第68条第2項に規定する個人情報保護窓口において受け付けるものとする。 (保有個人情報の利用停止義務)
- 第46条 本学は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、本学における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

- **第47条** 本学は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を別紙様式第23号の書面により通知しなければならない。
- 2 本学は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を別紙様式第24号の書面により通知しなければならない。
- 3 学長は、前2項の規定に基づき、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定又は 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に当たり、必要に応じて情報公開委 員会に意見を求めるものとする。

(利用停止決定等の期限)

- 第48条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった 日から30日以内にしなければならない。ただし、第45条第3項の規定により補正を求めた場合に あっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別紙様式第25号の書面により通知しなければなら

ない。

(利用停止決定等の期限の特例)

- **第49条** 本学は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を別紙様式第26号の書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求

(審査会への諮問)

- 第50条 開示決定等, 訂正決定等, 利用停止決定等又は開示請求, 訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは, 本学は, 情報公開委員会に諮るとともに, 次の各号のいずれかに該当する場合を除き, 情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした場合、本学は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を別 紙様式第27号の書面により通知しなければならない。
- (1)審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。)
- (2) 開示請求者, 訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第51条 第32条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2)審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。) を変更し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三 者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第6章 行政機関等匿名加工情報の提供

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

- **第52条** 本学は、この章の規定に従い、行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。)を作成することができる。
- 2 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合(この章の規定に従う場合を含む。)
- (2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において,当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

- 3 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

- **第53条** 本学は、保有している個人情報ファイルが法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第21条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び第53条各号」とする。
 - (1) 第55条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
 - (2) 第55条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地 (提案の募集)
- 第54条 本学は、毎年度1回以上、募集開始の日から30日以上の期間を定めて、インターネットの利用 その他の適切な方法により、保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第1号に 掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。)について、次条第1項の提案を 募集するものとする。
- 2 提案の募集に関し必要な事項は、別紙様式第28号によりあらかじめ公示するものとする。 (行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)
- **第55条** 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する 行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提 案をすることができる。
- 2 前項の提案は、次に掲げる事項を記載した別紙様式第29号の書面を本学に提出してしなければならない。代理人によって前項の提案をする場合にあっては、当該代理人の権限を証するため、別紙様式第30号の書面を添付するものとする。
- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者 の氏名
- (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
- (3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
- (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第59条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報が その用に供される事業の内容
- (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- (7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な 管理のために講ずる措置
- (8) 提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法
- 3 前項の書面には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する別紙様式第31号の書面
- (2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
- (3) 提案をする者が本人であることを確認できる書面
- (4) 前各号に掲げる書類のほか,本学が必要と認める書面 (欠格事由)
- **第56条** 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。
 - (1) 未成年者

- (2) 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
- (3)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4)禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 第63条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があ るもの

(提案の審査等)

第57条 本学は、第55条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 第55条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 第55条第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 第55条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第59条第1項の基準に適合するものであること。
- (4) 第55条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- (5) 第55条第2項第6号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて、同項第5号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
- (6) 第55条第2項第5号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本学が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、本学の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 本学は、前項の規定により審査した結果、第55条第1項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、別紙様式第32号により、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
- (1) 次条の規定により本学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結 することができる旨
- (2) 前号に掲げるもののほか、納付すべき手数料又は利用料(以下この項において「手数料等」という。)の額、手数料等の納付方法及び納付期限並びに行政機関等匿名加工情報の提供の方法
- 3 本学は、第1項の規定により審査した結果、第55条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、別紙様式第33号により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第58条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、別紙様式第34号により契約締結の申込みを行い、別紙様式第35号により本学との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第59条 本学は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないよ

- うに及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものと して個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。
- 2 前項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報の作成の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
- 3 前条により本学と契約を締結した者が、行政機関等匿名加工情報の提供後に、提案書に係る記載事項について変更が生じたときは、速やかに別紙様式第36号により本学に申し出るものとする。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

- 第60条 本学は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第53条の規定により読み替えて適用する第21条第1項の規定の適用については、同項中「及び第53条各号」とあるのは、「、第53条各号及び第60条各号」とする。
 - (1) 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
 - (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
 - (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

- 第61条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名 加工情報をその事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることが できる。当該行政機関等匿名加工情報について第58条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用 に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようと するときも、同様とする。
- 2 第55条第2項及び第3項並びに第56条から第58条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第55条第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、「別紙様式第29号」とあるのは「別紙様式第37号」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第59条第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第57条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、「別紙様式第32号」とあるのは「別紙様式第38号」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と、「別紙様式第33号」とあるのは「別紙様式第39号」と、第58条中「別紙様式第35号」とあるのは「別紙様式第40号」と読み替えるものとする。

(手数料)

- **第62条** 第58条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を本学と締結する者は、21,0 00円に次に掲げる額の合計額を加算した手数料を納めなければならない。
 - (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
- 2 前条第2項において準用する第58条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を本学と締結する者が、納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 次号に掲げる者以外の者 第58条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用 に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と 同一の額

(2) 第58条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

- **第63条** 本学は、第58条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の 各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
 - (2) 第56条各号(第61条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。 (識別行為の禁止)
- 第64条 本学は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等 匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 本学は、行政機関等匿名加工情報、第52条第4項に規定する削除情報及び第59条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託 を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。 (従事者の義務)
- **第65条** 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
 - (1) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
 - (2) 前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は本学において行政 機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者(匿名 加工情報の取扱いに係る義務)
- 第66条 本学は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法を除く法令に基づく場合を除き、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。
- 2 本学は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 本学は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前2項の規定は、本学から匿名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を 受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第6章 雑則

(保有個人情報の保有に関する特例)

第67条 保有個人情報(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。

以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第5条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第5章(第4節を除く。)の規定の適用については、本学に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

- **第68条** 本学は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第55条第1項若しくは第61条第1項の 提案(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に 開示請求等をすることができるよう、本学が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
- 2 本学に、別表に定める個人情報保護窓口を置く。

(学術研究機関等の青務)

第69条 本学は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、法の規定を遵守するとともに、その 適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければ ならない。

(雑 則)

第70条 この規則に定めるもののほか、個人情報の保護及び取扱いに関し必要な事項は、別に定める。 (規則の改廃)

第71条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成29年5月31日から施行する。

附則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年1月8日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第33条, 第68条関係)

1 個人情報保護窓口

所在地区		第68条第2項にいう個人情報保護窓口				
荒	牧	〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地				
		担当:総務部総務課法規・調査係 TEL027-220-7008・7009				
	担当範囲:群馬大学全域の全ての保有個人情報(医学部附属病院					
の保有個人情報のうち診療情報を除く。)						
昭	和	〒371-8511 前橋市昭和町三丁目39-22				
		担当:昭和地区事務部医事課医事係 TEL027-220-7814 · 7815				
		担当範囲:医学部附属病院の保有個人情報のうち診療情報				

2 開示場所

	小物刀	,
所在	地区	第33条第5項にいう開示場所
荒	牧	〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地
		担当:総務部総務課法規・調査係 TEL027-220-7008・7009
		担当範囲:群馬大学全域の全ての保有個人情報(医学部附属病院
		の保有個人情報のうち診療情報を除く。)
昭	和	①〒371-8511 前橋市昭和町三丁目39-22
		担当:昭和地区事務部総務課法規・広報係 TEL027-220-7714・7715
		担当範囲:医学部,保健学研究科,医学系研究科(附属生物資源
		センター、附属薬剤耐性菌実験施設を含む。)、医学
		部附属病院及び総合情報メディアセンター図書館部門
		医学図書館及び重粒子線医学推進機構の保有個人情報
		(医学部附属病院の保有個人情報のうち診療情報を除
		< 。)
		②〒371-8511 前橋市昭和町三丁目39-22
		担当:昭和地区事務部医事課医事係 TEL027-220-7814・7815
		担当範囲:医学部附属病院の保有個人情報のうち診療情報
		③〒371-8512 前橋市昭和町三丁目39-15
		担当:昭和地区事務部総務課研究所庶務係 TEL027-220-8822・8823
		担当範囲:生体調節研究所(附属生体情報ゲノムリソースセンタ
		ー及び附属代謝シグナル研究展開センターを含む。)
		の保有個人情報
桐	生	〒376-8515 桐生市天神町一丁目5-1
		担当:理工学部庶務係 TEL0277-30-1015・1016・1017
		担当範囲:理工学府(理工学部を含む。),総合情報メディアセン
		ター図書館部門理工学図書館・情報基盤部門及び研究・
		産学連携推進機構の保有個人情報

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
法人の名称		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)	
訂正及び利用停止に関する他 の法律又はこれに基づく命令 の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第20条第7項に該当する ファイル □有 □無	口法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	
備考	

保有個人情報開示請求書

										(元号)	左	F	月	日
Ξ	国立大学法人群馬ス	大学長	殿											
	,	'> 10 35'3\'	(法定代理	人又は任意	代理。	人が閉	開示請	求をす	る場合は	は当該代理	里人の	氏	名)	
	(ふりがな) 氏名												
		_												
		住所又は	は居所							,				
		<u> </u>						Tel		()			
ſ	固人情報の保護に関	関する注律	津第77条第	1 項の規	定に	其べ	き	下記(のとお	り保有値	国 人 悟	吉卓	₽ø. Fø.	関示を
-	さします。	N / D D	+31112N31	1 8000	/L (C	<u> </u>	΄ ΄ ΄,	т на	,, C 40	7 PK 17 II	47 . []	וד נו	X * >)	11/1/5
				言	2									
	BB 3 5 5 3 6						s (.							
1	開示を請求する位	呆有個人[青報(具体	的に特定	して	くた	<u>idv</u>	٠ <u>。</u>)						
2	求める開示の実施	左七辻笠	(太爛の記	おけばき	ブナ	. \								
2	ア, イに○印を作						- . 実	施の	方法及	び希望 E	日を訂	走后	まして	てくだ
7	(V) ₀	, , ,			, = ,,,,	Д (О	, ,	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	J 1270C	0 110 111	, С н			. ,,,
	ア事務所におけ	る盟示の′	主協を希望。	ナス										
	く実施の方			,る。 写しの交付	<u> </u>	口そ	の他	()			
	<実施の希望	-		年	月		月				,			
	イ 写しの送付を	希望する。												
3	本人確認等													
	ア 開示請求者		人 口法第	定代理人		任意	代理	人						
	イ 請求者本人確 □運転免許証		2.16全址/只16全地	差量元										
	□個人番号力、	ード又は信	主民基本台帧	長カード(
	□在留カード,□その他(特別永信	注者証明書ス	てはこれら	の書類	領とる	みなさ	される	外国人	登録証明	書			
	※ 請求書を送	付して請求	対をする場合	かには、加	えて信	主民	票の3	まし等!	を添付	してくだ	さい。	5		
	ウ 本人の状況等 <u>(</u>				ける場									
		况 □未成	戈年者(年	月	日生	生)[]成年	被後見	人 口任	意代	理丿	人委任	£者
	(ふりがな) (イ) 本人の氏:	名												
	(ウ) 本人の住	所又は居 所												
	エ 法定代理人が記 請求資格確認		岩合,次のい]戸籍謄本)
	オ 任意代理人が記	青求する場	合,次の書							7 E (/
	請求資格確認]委任状											
	(* 以下は記入		*		_				L		the class			
	受理年月日	年	月	日	受	付	担	当		、情報保証	隻窓口]		
									()		_		
	決 定 期 限	年		日	整	理	番	号						
	開示請求手数料	円	× 件	円	本	人	確	認						

(説明)

1 「氏名」, 「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。 また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお, 法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。) による開示請求の場合には, 代理人の氏名, 住所又は居所, 電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法,事務所における 開示を希望する場合の希望日又は写しの送付)について,希望がありましたら記載してくださ い。なお,開示する保有個人情報に係る法人文書の媒体種類及び数量その他の事由により希望 する方法に対応できない場合がありますので,了承願います。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申 出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。手数料は、銀行振込、郵便為替又は現金により納入してください。納入は、次に掲げるいずれかにより手続きしてください。(銀行振込及び郵便為替に係る手数料並びに郵送料は、請求者負担となります。)

- (1) 銀行振込で納入する場合 振込の事実を証明できる書類の写しを開示請求書又は 実施方法等申出書(以下「開示請求書等」という。)とともに郵送し,又は直接個 人情報保護窓口に持参する。
- (2) 郵便為替で納入する場合 郵便為替を開示請求書等とともに郵送し、又は直接個人情報保護開窓口に持参する。
- (3) 現金で納入する場合 開示請求書等とともに直接個人情報保護窓口に持参する。 なお、詳細については、個人情報保護窓口までお問い合わせください。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合,本人確認のため,個人情報の保護に関する法律施行令第21条に規定する運転免許証,健康保険の被保険者証,個人番号カード(住民基本台帳カード(注),ただし個人番号通知カードは不可),在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる外国人登録証明書)等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や,これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は,個人情報保護窓口に事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には, (1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて,住民票の写し(ただし,開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは,市町村が発行する公文書であり,その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は,個人情報保護窓口に事前に相談してください。

なお,個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は,表面のみ複写し,住民票の写しについては,個人番号の記載がある場合,当該個人番号を黒塗りにしてください。

また,被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は,保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な 記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に 掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを 証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出 してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村 等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、任意代理人自身に係る(1)に 掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状(ただし、開示請求の前30日以内 に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、①委任者の実印により 押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り ます。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通 知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してくださ い。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

(開示請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)

(元号) 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

	βL
1	開示する保有個人情報 (全部開示・部分開示)
2	不開示とした部分とその理由
*	この決定に不服がある場合は,行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により,この決定があったこ
٤	を知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができま
す	(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から
起	2算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。
3	開示する保有個人情報の利用目的
4	開示の実施の方法等(裏面(又は同封)の説明事項をお読みください。)
	(1) 開示の実施の方法等
	(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
	(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数,送付に要する費用(見込み額)

(説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方 法から選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4 (2) 「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施申出書」は開示を受ける希望日の7日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求

決定に不服がある場合には、行政不服審査法により、審査請求をすることができます。これについて詳しくは、別紙様式第3号「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

- (1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報開示実施申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用について、郵便切手を送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

(開示請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)

(元号) 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については ,個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により,下記のとおり全部 を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保 有個人情報の名称 等	
開示をしないこと とした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

(開示請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報開示決定等の期限の延長について(通知)

(元号) 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日(開示決定等期限 (元号) 年 月 日)
延長の理由	

(開示請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

(元号) 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人 情報の名称等						
法第84条の規定(開示決 定等の期限の特例)を適 用する理由						
残りの保有個人情報について開示決定等をする期 限	(元-	号) 年	月	日		

(他の行政機関の長等) 殿

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

(元号) 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
	氏 名: 住所又は居所: 連絡先:
開示請求者氏名等	法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・開示請求書・移送前に行った行為の概要記録・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

(開示請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について(通知)

(元号) 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の○○○○○において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	(元号) 年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	所在地: 電話番号:

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について(照会)

(あなた,貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について,個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり,当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため,同法第86条第1項の規定に基づき,御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見が あるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただき ますようお願いします。

なお,提出期限までに意見書の提出がない場合には,特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個 人情報の名称等						
開示請求の年月日	(元号)	年	月	日		
開示請求に係る保有個 人情報に含まれている (あなた,貴社等)に 関する情報の内容						
意見書の提出先						
意見書の提出期限	(元号)	年	月	目		

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

(元号) 年月日

玉	147	て学法	Y	群馬	大当	之長	E E	ル 又
_	<u> </u>	\ _ 1\(\D\).	/ \	・ルナハツ	ノヽコ	$ \chi$	1	×

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

(元号) 年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個 人情報の名称等	
	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。
開示に関しての御意見	(1)支障(不利益)がある部分
	(2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

(説明)

1 「開示に関しての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合, 「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また,「支障がある」を選択された場合には, (1)支障がある部分, (2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

個人情報保護窓口 TEL:

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について(照会)

(あなた,貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について,個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり,当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため,同法第86条第2項の規定に基づき,御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお,提出期限までに意見書の提出がない場合には,特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個 人情報の名称等								
開示請求の年月日	(元号	<u>l</u> ;)	年	月	日			
法第86条第2項第1号 又は第2号の規定の適 用区分及びその理由	適用区分(適用理由		号,	□第:2	2号			
開示請求に係る保有個 人情報に含まれている (あなた,貴社等)に 関する情報の内容								
意見書の提出先								
意見書の提出期限	(元号	<u>!</u> ;)	年	月	日			

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知)

(あなた,貴社等)から(元号) 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個 人情報の名称等								
開示することとした理由								
開示決定をした日	(元号)	年	月	日				
開示を実施する日	(元号)	年	月	日				

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

(元号) 年月日

国立大学法人群馬大学長 殿

	(法定代理人又は任意代理人にあって	には当該代理	人の氏名)
(ふりがな) 氏名			
住所又は居所		,	
<u> </u>	Tel	()

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出を します。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号:

日 付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個 人情報の名称等	種類・量	実施の方法			
		(1)閲覧	①全部		
			②一部	()
		(2)複写したもの	①全部		
		の交付	②一部	()
		(3)その他	①全部		
		()	②一部	()

3 開示の実施を希望する日

(元号) 年 月 日 午前・午後

4 複写したものの交付ができる場合 : 同封する郵便切手等の額 (有 の「写しの送付」の希望の有無 無

> <本件連絡先> 個人情報保護窓口

TEL:

保有個人情報訂正請求書

国立大学法人群馬大学長 (ふりがな) 氏名	(元号) 年 月 日 殿 (法定代理人又は任意代理人にあっては当該代理人の氏名)						
住所又は居 <u>〒</u>	子所 Tin ()						
個人情報の保護に関する法律 人情報の訂正を請求します。	津第91条第1項の規定に基づき,下記のとおり保有個 記						
訂正請求に係る保有個人情報の 開示を受けた日	(元号) 年 月 日						
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等						
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)						
1 開示請求者 □ 本人	□ 法定代理人 □ 任意代理人						
□在留カード,特別永住者証 □その他(保険者証 本台帳カード(住所記載のあるもの) 明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書) 場合には,加えて住民票の写し等を添付してください。						
	£意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)_						
(ふりがな) イ <u>本人の氏名</u> ウ 本人の住所又は居所							
4 法定代理人が請求する場合, 請求資格確認書類 □戸籍	次のいずれかの書類を提出してください。 謄本 □登記事項証明書 □その他()						
5 任意代理人が請求する場合, 請求資格確認書類 □委任							
(* 以下は記入不要です							
受 理 年 月 日 年	月 日 受 付 担 当 個人情報保護窓口 () —						
決 定 期 限 年							
大 <i>旅</i> 致							

(説明)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお, 法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。) による訂正請求の場合には, 代理人の氏名, 住所又は居所, 電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①~③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお,本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第90条第1項第1号)
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって,法第88条第1項の他の法令の規定により開示を 受けたもの(法第90条第1項第2号)

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお,本欄に記載しきれない場合には,本欄を参考に別葉に記載し,本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に しなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第28条において読み替えて準用する同令第21条(第4項及び第5項を除く。)に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる外国人登録証明書)等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示・提出ができない場合は、個人情報保護窓口に事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には, (1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて,住民票の写し(ただし,開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは,市町村が発行する公文書であり,その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は,個人情報保護窓口に事前に相談してください。

なお,個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は,表面のみ複写し,住民票の写しについては,個人番号の記載がある場合,当該個人番号を黒塗りにしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保 険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な 記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、任意代理人自身に係る(1)に 掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状(ただし、開示請求の前30日以内 に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、①委任者の実印により 押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り ます。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通 知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してくださ い。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

(訂正請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内	
容及び理由	(訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

(元号) 年月日

(訂正請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

(訂正請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について(通知)

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
延長後の期間	日(訂正決定等期限 (元号) 年 月 日)
延長の理由	

(訂正請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個 人情報の名称等						
法第95条の規定(訂正 決定等の期限の特例) を適用する理由						
訂正決定等をする期限	(元号)	年	月	日		

(独立行政法人等) 殿

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有	
個人情報の名称等	
	氏 名: 住所又は居所: 連絡先:
訂正請求者名等	法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・訂正請求書・移送前に行った行為の概要記録・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

文書番号(元号)年月日

(訂正請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について(通知)

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の○○○○○において行われます。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
移送をした日	(元号) 年 月 日
物区をした日	
移送の理由	
移送先の行政機関の 長等	所在地: 電話番号:
備考	

(保有個人情報の提供先) 殿

国立大学法人群馬大学長 印

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)

(保有個人情報の提供先)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
訂正請求者の氏名	(氏名,住所等)
等保有個人情報の	
特定するための情	
報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内	(訂正内容)
容及び理由	
	(訂正理由)

保有個人情報利用停止請求書

(元号) 年月日

国立力	大学法。	人群馬フ	大学長	殿
<u> </u>	V 1 12	・マルナハッシン		// >>

本

認

確

国立大字法人群馬大字長 殿	(Marth 1991) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(ふりがな) 氏名	(法定代理人又は任意代理人にあっては当該代理人の氏名)
住所又は居 <u>〒</u>	計 TiL ()
個人情報の保護に関する法律 人情報の利用停止を請求します	津第99条第1項の規定に基づき,下記のとおり保有個 け。 記
利用停止請求に係る保有個人情 報の開示を受けた日	(元号) 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号: , 日付:〇年〇月〇日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	 (趣旨) 法第98条第1項 □第1号該当 → □利用の停止,□消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)
	□法定代理人 □任意代理人
□在留カード,特別永住者証□ その他(保険者証 本台帳カード(住所記載のあるもの) 明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書) 場合には,加えて住民票の写し等を添付してください。
	E意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
	年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任初
(ふりがな) イ <u>本人の氏名</u> ウ <u>本人の住所又は居所</u>	
4 法定代理人が請求する場合, 注 請求資格確認書類 □戸籍服	次のいずれかの書類を提出してください。 謄本 □登記事項証明書 □その他 ()
5 任意代理人が請求する場合, ?	次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 □委任料 (* 以下は記入不要です)	<u>v</u>
受理年月日年	月 日 受 付 担 当 個人情報保護窓口 () -
注 定 期 限 在	日 日 敷 理 悉 号

1 「氏名」, 「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお, 法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。) による開示請求の場合には, 法定代理人の氏名, 住所又は居所, 電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①~③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお,本法により保有個人情報の利用停止訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第90条第1項第1号)
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって,法第88条第1項の他の法令の規定により開示を 受けたもの(法第90条第1項第2号)。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、法第98条第1項「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

- ア 「第1号該当」には、第61条第2項の規定(個人情報の保有制限)に違反して保有されているとき、第64条の規定(適正取得)に違反して取得されたものであるとき又は第69条第1項及び第2項の規定(目的外利用制限)に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。
- イ 「第2号該当」には,第69条第1項及び第2項(目的外提供制限)又は第71条第1項の規定(外国第三者提供制限)に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに,□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合,本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第28条において読み替えて準用する同令第21条(第4項及び第5項を除く。)に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる外国人登録証明書)等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示・提出ができない場合は、個人情報保護窓口に事前に相談してください

- (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
- (2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、

(1) の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。 住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報保護窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りにしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保 険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な 記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、任意代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

(利用停止請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)

(元号) 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保	
有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

文書番号(元号)年月日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)

(元号) 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る	
保有個人情報の名称	
等	
利用停止をしないこ	
ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

(利用停止請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について(通知)

(元号) 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 (元号) 年 月 日)
延長の理由	

(利用停止請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

(元号) 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例) を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	(元号) 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(通知)

文 書 番 号 (元号) 年 月 日

(審査請求人等) 様

国立大学法人群馬大学長 印

(元号) 年 月 日付けの国立大学法人群馬大学長に対する審査請求について 、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に 関する法律第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個 人情報の名称等	
審査請求に係る開示決	
定等	
審査請求	(1) 審査請求日
雷 县明办	(2) 審査請求の趣旨
諮問日·諮問番号	(元号) 年 月 日・平 諮問 号

- 注1「審査請求に係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等した者、開示決定 等の種類 (開示決定, 不開示決定等) を記載する。
 - 2「諮問日・諮問番号」の欄は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

※以下の様式を標準として、適宜修正のうえ使用するものとする。 別紙様式第28号(第54条関係)

年 月 日

年度第 回「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。)第53条第2項の規定に基づき, 年度第 回「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項(提案の募集要綱)を以下のとおり公示します。

国立大学法人群馬大学長 印

1. 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある 経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の 保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 109 条の規定に基づいて、国立大学法人群馬大学が保有す る個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関 する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、国立大学法人群馬大学ホームページ(Web サイト)に「提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

- O 提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧 http://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1932
- 【参考】次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。
- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの(法第60条第3項第1号)。
- (2) 個人情報ファイルに独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年 法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)による開示請求(情報 公開請求)があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの(法第60条第3項第2号イ)
 - ② 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの(法第60条第3項第2号ロ)
 - (3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること(法第60条第3項第3号)。

3. 提案の主体(提案者の要件)

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません(注)。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。 ただし、法第111条の規定により、次に掲げる①から⑥まで(欠格事由)のいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しな い者
- ⑤ 法第 118 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれ かに該当する者があるもの
- (注)代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を 添えて提案してください。

4. 募集期間

年 月 日()から 月 日() 時まで

5. 提案の方法

(1)提出書類

提案に当たっては,次に掲げる書類(以下「提案書類」という。)を提出してください。

〇 提案書類

① 提案書

□行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書 (注1)

- ② 添付書類
 - □誓約書(上記3.の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面)
 - □行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
 - 口提案をする者の本人確認書類(注2)
 - 口その他国立大学法人群馬大学長が必要と認める書類
 - 口委任状 (代理人の権限を証する書面) (注3)

- (注1) 法第116条第1項の規定に基づき,既作成の行政機関等匿名加工情報について,当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合,既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には,「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出してください。提案の方法,審査及び契約に係る手続については,当初の提案の場合に準じます。
- (注2) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等(提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。)を添付してください。
- (注3) 代理人による提案をする場合に限ります。

(2)提案書類の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

① 持参(注1) 又は郵送・信書便(注2) による場合 提案書類2部を提出してください。

- (注1) 持参による場合は、平日の午前9時30分から午後5時15分まで(年末年始を除く。)
- (注2) 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

〇 提案書類の提出先

〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地

国立大学法人群馬大学 総務部 総務課 法規・調査係

電 話:027 - 220 - 7008 • 7009

6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第 111 条各号(欠格事由)のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出 又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものである こと。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の 適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権

利利益を保護するために適切なものであること。

⑦ 国立大学法人群馬大学が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に国立大学法人群馬大学の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類(契約書2通)に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付して その旨を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 国立大学法人群馬大学からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 国立大学法人群馬大学が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の原著作権は国立 大学法人群馬大学に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10. 提案に関する連絡先

提案の手続等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせく ださい。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〇 提案に関する連絡先

〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地

国立大学法人群馬大学 総務部 総務課 法規·調査係

電話 : 027 - 220 - 7008 · 7009

電子メール : kk-asomu4 @jimu.gunma-u.ac.jp

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあっては,本店又は 主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名(法人その他の団体にあっては,名称及び 代表者の氏名を記載すること。)

連 絡 先(連絡のとれる電話番号及び電子メールア ドレスを記載すること。担当部署等がある 場合は、当該担当部署名及び担当者を記載 すること。)

個人情報の保護に関する法律第 110 条第 1 項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

- 1. 個人情報ファイルの名称
- 2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
- 3. 加工の方法を特定するに足りる事項
- 4. 行政機関等匿名加工情報の利用
- (1) 利用の目的
- (2)利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3) の事業の用に供しようとする期間
- 5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
- (1) 提供媒体 □ CD-R □ DVD-R
- (2) 提供方法 □ 窓口受領 □ 郵送

記載要領

- 1. 「個人情報ファイルの名称」には、国立大学法人群馬大学ホームページ(Web サイト)において公表されている個人情報ファイル簿(個人情報の保護に関する法律第110条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
- 2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数(下限は千人)を記載すること。
- 3.「加工の方法を特定するに足りる事項」には、行政機関等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度(例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。)を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人 等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場 合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

- 4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 5.「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
- 6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボック スに「レ」マークを入れること。
- 7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※以下の様式を標準として,適宜修正のうえ使用するものとする。 別紙様式第30号(第55条第2項関係)

委 任 状

	郵 便 番 号
	(ふりがな)
	住所又は居所
受任者	(ふりがな)
	氏 名
	連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 110条第 1 項・第 116条第 1 項前段・第 116条第 1 項後段、第 113条及び第 117条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

郵 便 番 号 (ふりがな)

<u>氏</u> 名

委任者

(ふりがな)

住所又は居所

連 絡 先

記載要領

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2. 法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3. 委任者が法人その他の団体にあっては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の 所在地を記載すること。
- 4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
- 5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

(ふりがな)

氏 名(法人その他の団体にあっては、名称及び 代表者の氏名を記載すること。)

第110条第3項

個人情報の保護に関する法律 第 116 条第 2 項において準用する第 110 条第 3 項 の規定により提案する者(及びその役員)が、同法第 111 条各号に該当しないことを誓約 します。

記載要領

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
- 3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

 文 書 番 号

 年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

国立大学法人群馬大学長印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人群馬大学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記 2. に 従って手数料を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第 59 条第 1 項各号 に掲げる書類を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料

- (1)納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限
- 3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
- 4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

 文 書 番 号

 年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第 112 条第 1 項第○号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第 112 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

- 1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

(第一面)

年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあっては、本店又は 主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び 代表者氏名を記載すること。)

連 絡 先(連絡のとれる電話番号及び電子メールア ドレスを記載すること。担当部署等がある 場合は、当該担当部署名及び担当者を記載 すること。)

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

第 113 条

個人情報の保護に関する法律

第116条第2項で準用する第113条

の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は「審査結果通知書」により通知した事項に従って納付すること。
- 3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

収入印紙貼り付け欄
(消印してはならない。)

※以下の様式を標準として,適宜修正のうえ使用するものとする。 別紙様式第35号 (第58条関係)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に用いる個人情報ファイルの名称
- 二 作成する行政機関等匿名加工情報の名称
- 三 手数料の額

円

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第113条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する国立大学法人群馬大学長(甲)と(行政機関等匿名加工情報を事業に利用しようとする者の名称)(乙)とは、行政機関等匿名加工情報(以下「行政機関等匿名加工情報」という。)の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約(以下「本契約」という。)を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自一通を保有する。

年 月 日

- (甲) 住 所名 称代表者氏名
- (乙) 住 所氏 名(名称)代表者氏名

(定義)

- 第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。
 - 一 「本行政機関等匿名加工情報」とは、本契約に基づいて甲が作成し、乙がその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報であって、別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
 - 二 「本利用条件」とは、本行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用 条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は,契約締結の日から本行政機関等匿名加工情報の利用期間の 終了日までとする。

(本行政機関等匿名加工情報の作成及び提供)

- 第3条 甲は、別紙1に定める仕様による本行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。
- 2 甲は、本行政機関等匿名加工情報の作成を完了したときは、別紙1【行政機関等匿名 加工情報の提供方法】に定める方法により、乙に対して本行政機関等匿名加工情報を提 供するものとする。
- 3 前項の規定により、乙が甲から本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から 別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものと する。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

- 第4条 乙は、本行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害 その他の問題等の有無について検査をし、当該検査の結果、読み取りエラー等の物理的 欠陥又は障害その他の問題等を発見したときは、直ちに甲に対してその旨を報告しなけ ればならない。
- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して14日以内に、甲に対し、理由を明示して本行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

- 第5条 甲は、乙に対し、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間、本行政機関等匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。
- 2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、

利用方法その他利用条件で本行政機関等匿名加工情報の加工,編集,第三者への提供その他の利用をしてはならない。

- 3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。
 - 一 本行政機関等匿名加工情報に関する原著作権は甲に帰属すること
 - 二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本行政 機関等匿名加工情報に関する原著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではない こと

(受領者の義務)

- 第6条 乙は,第3条第2項の規定により本行政機関等匿名加工情報を受領したときは, 甲から,本行政機関等匿名加工情報が,法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ,匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け,これを承諾するものとする。ただし,この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする
- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意を もって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律につい てのガイドライン(通則編)(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)及び個人情 報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)(平 成28年個人情報保護委員会告示第9号)に従い、適切な安全管理の措置を講じなけれ ばならない。
- 3 乙は、本行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、本人を識別するために本 行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 乙は、本行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれが あるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければなら ない。
- 5 乙は、法第 111 条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にそ の旨を報告しなければならない。

(秘密保持)

- 第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの(以下本条において「秘密情報」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - 一 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - 二 開示された後,情報を開示された者(以下「受領当事者」という。)の責めによら ず公知となった情報
 - 三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報
 - 四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のた

め必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。

4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

(契約終了後の措置等)

- 第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。
- 2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した 本行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報が読み取ることができないよう に処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務付けられてい る場合はこの限りでない。
- 4 甲は、乙に対し、前項に従って本行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたこと を証する書面の提出を求めることができる。
- 5 乙は、本契約が終了した後も、本行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(甲による契約解除)

- 第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。
 - 一 乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき
 - 二 乙が本契約の締結に当たって、甲に対して虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき
 - 三 乙が法第 111 条 (個人情報の保護に関する法律施行規則 (平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号) における法の委任規定を含む。) に掲げる欠格事由に該当することとなったとき
 - 四 乙に重大な契約違反行為があったとき
- 2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本行政機関等匿名加工情報に関する手 数料は返還しない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 法人等(個人,法人その他の団体をいう。)が,暴力団(暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団 をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者,

- 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者,団体である場合は代表者,理事等,その他業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。以下同じ。)が,暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第11条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

- 第12条 甲は,前2条の規定により本契約を解除した場合は,これにより乙に生じた損害について,何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。
- 2 乙は、甲が前2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたと きは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第13条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者 に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して 譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

(免責)

- 第15条 甲は、乙が本行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失 について、乙に対し責任を負わないものとする。
- 2 甲は、乙による本行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等 の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第16条 本契約の解釈及び適用に当たっては日本法が適用される。

(管轄)

第17条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の前橋地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、双方誠意をもって協議し、決定する。

(存続条項)

第 19 条 本契約が終了した後も, 第 6 条から第 8 条まで, 第 12 条, 第 13 条及び第 15 条から第 18 条までについては有効に存続するものとする。

(別紙1)

- 1. 行政機関等匿名加工情報の詳細
- (1) 作成に用いる個人情報ファイルの名称
- (2) 行政機関等匿名加工情報の名称
- (3) 行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数 (データ量)
- (4) 行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容(下表のとおり。)

記録項目	情報の内容
尼 数·采日	16 TV 471 1/D

2. 行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙2)

行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件

- ・ 提供された行政機関等匿名加工情報について、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- ・ 提供された行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また , 第三者に提供しないこと。
- ・ 提供された行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- ・ 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- ・ その他, 行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し甲の指示に従うこと。

年 月 日

記載事項変更申出書

国立大学法人群馬大学長 殿

郵 便 番 号 (ふりがな) 住所又は居所 (ふりがな)

氏 名(法人その他の団体にあっては、名称及び 代表者氏名を記載すること。)

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールア ドレスを記載すること。担当部署等がある 場合は、当該担当部署名及び担当者を記載 すること。)

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する 提案書」について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し出ます。

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備	考

2. 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1. 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。
- 2. 行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者(以下「取扱従事者」という。
-)に変更が生じた場合,当該取扱従事者の氏名,所属部署,連絡先等を「備考欄」に記載すること。
- 3. 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に 関する安全管理の具体的な措置内容を「備考欄」に記載すること。
- 4. 上記1. の「変更内容」欄に記載する場合に煩雑となるときは、別紙とすること。
- 5. 上記2. の「変更に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。
- 6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあっては,本店又は 主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び 代表者氏名を記載すること。)

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールア ドレスを記載すること。担当部署等がある 場合は、当該担当部署名及び担当者を記載 すること。)

個人情報の保護に関する法律

第 116 条前段 第 116 条後段

以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業(又は事業の変更)に関する提案をします。

- 1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
- 2. 行政機関等匿名加工情報の利用
- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3) の事業の用に供しようとする期間
- 3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
- (1) 提供媒体 □ CD-R □ DVD-R
- (2) 提供方法 □ 窓口受領 □ 郵送

記載要領

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2.「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第115条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
- 3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
- 5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること(法第116条第1項前段の提案をする場合に限る。)。
- 6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

文 書 番 号 日

審查結果通知書

(提案者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人群馬大学長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記 2. に 従って手数料を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第 59 条第 1 項各号 に掲げる書類を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料

- (1)納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限
- 3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
- 4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙様式第39号(第61条において読み替えて準用する第57条関係)

文 書 番 号 年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第 116 条第 2 項で準用する第 112 条第 1 項第○号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

- 1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第 116 条第 2 項で準用する第 112 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は ,適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載する こと。
- 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

※以下の様式を標準として、適宜修正のうえ使用するものとする。 別紙様式第40号(第61条において読み替えて準用する第58条関係)

作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

- 一 作成された行政機関等匿名加工情報に係る個人情報ファイルの名称
- 二 利用する行政機関等匿名加工情報の名称
- 三 手数料の額

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 116 条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する者、国立大学法人群馬大学長(甲)と(作成された行政機関等匿名加工情報を事業に利用する者の名称)(乙)とは、法第 115 条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報(以下「作成済行政機関等匿名加工情報」という。)の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約(以下「本契約」という。)を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名の上各自一通を保有する。

年 月 日

- (甲) 住 所名 称代表者氏名
- (乙) 住 所氏 名(名称)代表者氏名

(定義)

- 第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。
 - 一 「本作成済行政機関等匿名加工情報」とは、法第 115 条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報を乙がその事業の用に供するものであって、別紙 1 【行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
 - 二 「本利用条件」とは、本作成済行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その 他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は,契約締結の日から本行政機関等匿名加工情報の利用期間の 終了日までとする。

(行政機関等匿名加工情報の提供)

- 第3条 甲は、別紙1に定める本作成済行政機関等匿名加工情報を、別紙1【作成済行政機関等匿名加工情報の提供方法】に定める方法により、乙に提供するものとする。
- 2 前項の規定により、乙が甲から本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から 別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものと する。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

- 第4条 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題を発見したときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。
- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本作成済行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して 14 日以内に、甲に対し、理由を明示して本作成済行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

- 第5条 甲は、乙に対し、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間、本作成済行政機関等 匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。
- 2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。
- 3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。

- 一 本作成済行政機関等匿名加工情報に関する原著作権は甲に帰属すること
- 二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本作成済行政機関等匿名加工情報に関する原著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

(受領者の義務)

- 第6条 乙は、第3条第1項の規定により本作成済行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から、本作成済行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、個人情報保護法の規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする
- 2 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)(平成28年個人情報保護委員会告示第9号)に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を取り扱うにあたっては、本人を識別するために本作成済行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすお それがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 5 乙は、法第 111 条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にそ の旨を報告しなければならない。

(秘密保持)

- 第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの(以下本条において「秘密情報」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - 一 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - 二 開示された後,情報を開示された者(以下「受領当事者」という。)の責めによら ず公知となった情報
 - 三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報
 - 四 開示された後,受領当事者が,第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した 情報
- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。
- 4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければなら

ない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

(契約終了後の措置等)

- 第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本作成済行政機関等匿名加工情報を利用して はならない。
- 2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本作成済行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した 本作成済行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報が読み取ることができな いように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務づけら れている場合はこの限りでない。
- 4 甲は、乙に対し、前項に従って本作成済行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。
- 5 乙は、本契約が終了した後も、本作成済行政機関等匿名加工情報を利用して作成した 二次加工物や統計情報、又は本行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条 件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(甲による契約解除)

- 第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。
 - 一 乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき
 - 二 乙が本契約の締結に当たって、甲に対し虚偽の書面及び書類を提出したことが判明 したとき
 - 三 乙が法第 111 条 (個人情報の保護に関する法律施行規則 (平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号) における法の委任規定を含む。) に掲げる欠格要件に該当する こととなったとき
 - 四 乙に重大な契約違反行為があったとき
- 2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本作成済行政機関等匿名加工情報に関する手数料は返還しない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第 10 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず 、本契約を解除することができる。
 - 一 法人等(個人,法人又は団体をいう。)が,暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者,法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者,団体である場合は代表者,理事等,その他業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。)が,暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同

じ。) であるとき

- 二 役員等が,自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的,又は第三者に損害 を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第11条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

- 第12条 甲は,前2条の規定により本契約を解除した場合は,これにより乙に生じた損害について,何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。
- 2 乙は、甲が前2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたと きは、その損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第13条 乙は,自らが,暴力団,暴力団員,暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は,これを拒否するとともに,速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに,警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者 に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して 譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

(免責)

- 第15条 甲は、乙が本作成済行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しく は損失について、乙に対し責任を負わないものとする。
- 2 甲は、乙による本作成済行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利

侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第16条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(管轄)

第17条 この契約にについて裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の前橋地方裁判所を もって専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項に疑義が生じた場合は,双方誠意をもって協議し,決定する。

(存続条項)

第 19 条 本契約が終了した後も, 第 6 条から第 8 条まで, 第 12 条, 第 13 条及び第 15 条から第 18 条までについては有効に存続するものとする。

(別紙1)

- 1. 作成済行政機関等匿名加工情報の詳細
- (1) 作成に用いた個人情報ファイルの名称
- (2) 作成済行政機関等匿名加工情報の名称
- (3) 作成済行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数 (データ量)
- (4) 作成済行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容(下表のとおり。)

記録項目	情報の内容

2. 作成済行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙2)

作成済行政機関等匿名加工情報の利用目的, 利用方法その他利用条件

- ・ 提供された作成済行政機関等匿名加工情報について, 個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- ・ 提供された作成済行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- ・ 提供された作成済行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- ・ 不適切利用を行った場合, 行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- ・ その他, 作成済行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し甲の指示に従うこと。